

平成29年3月6日

銀行などの過剰貸付の防止を求める会長声明

群馬司法書士会
会長 高橋



先般、最高裁判所から発表された司法統計（速報値）によれば、平成28年の個人の自己破産件数は64,637件となり、前年を上回ったことが明らかとなった（平成27年は63,856件）。個人の自己破産件数が前年を上回るのは平成15年以来、実に13年ぶりのことである。

過去を振り返れば、平成18年12月、深刻な社会問題となった多重債務問題を解決するため、貸金業法の改正が行われ（平成20年6月完全施行）、これにより、いわゆるグレーゾーン金利が撤廃されるとともに、借入残高が年収の3分の1を超える場合に新規貸付を禁止するという、いわゆる総量規制が導入された（貸金業法第13条の2）。その結果、貸金業者から5件以上無担保無保証の借入れがある人数は、平成19年3月末の171万人から、平成28年3月末には12万人にまで減少した。さらには個人の自己破産件数も、平成18年の16万5932件から平成27年には6万3856件と、こちらも大幅に減少している。

それでは、平成28年になって、個人の自己破産件数が増加に転じたのはなぜか。その原因の一端は、銀行や信用金庫、信用組合が発行する個人向けカードローンによる貸し付けの増加にあるものと考えられる。銀行などが発行する個人向けカードローンの上限金利は、軒並み年利15%に近い金利で、貸金業者と大差ないにもかかわらず、その貸付は改正貸金業法による総量規制の対象外とされている。このため、日本銀行の貸出関連統計及び日本貸金業協会の月次統計資料によれば、平成28年3月末における銀行の消費者ローンの貸付残高は5兆1227億円（前年比11%増）と、貸金業者の5兆1150億円を上回り、平成28年12月末には、銀行の5兆4377億円に対し、貸金業者は5兆1848億円とその差はさらに拡大しており、もはや消費者ローンの主役は銀行などであるといっても過言ではない。

このように、銀行などが、ここまで個人向けカードローンの貸付残高を増やした背景には、大手貸金業者を保証会社とすることにより、いわば銀行などと貸金業者とが協働して貸付業務を行っている実態がある。すなわち、銀行などにとっては、長引く低金利の影響により利益確保が難しい中、

高金利の個人向けカードローンという高い収益の見込める商品について、貸金業者に融資の審査や保証を行わせることで貸し倒れリスクを回避することが可能となる。他方で、保証業務を行う貸金業者にとっても、貸金業法所定の総量規制を受けることなく、保証料の名目で高金利の一部を銀行などを介して取得できるのである。現に、日本貸金業協会の月次統計資料による平成28年12月末での貸金業者の金融機関の無担保貸付（住宅向けを除く）に対する信用保証残高は、5兆7007億円（前年比12.5%増）と大きな伸びを見せている。

しかしながら、かかる実態は、実質的にみれば貸金業者による貸付に相違なく、貸金業法が定めた総量規制の潜脱行為を、銀行などと貸金業者が手を携えて行っていることに他ならない。個人の返済能力を超える貸付けを防止するという総量規制の趣旨からすれば、銀行などの個人向けカードローンを規制対象から除外する合理的な理由は何ら見出せないというべきである。

したがって、当会は、総量規制の趣旨を全うして再度の多重債務被害が起きることを防ぐために、第1に国に対し、貸金業法第13条の2の規定を改正すること等により、貸金業者が自ら貸付けを行う場合だけでなく、銀行などの行う貸付けに保証を付す場合についても、総量規制の対象とすること、第2に銀行などに対し、貸金業者の保証が付されている消費者向け貸付けを行う際には、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないことを求めるものである。

以 上